

教職員の懲戒処分等について

令和5年12月21日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

No.	被処分者	処分内容	処分理由
1	県立学校 講師（非常勤） （68歳）	停職1月	令和5年11月7日（火）午前11時50分頃、廿日市市内のパチンコ店において、通路に落ちていたICカードを拾って、現金6,000円に換金し、その金銭を窃取した。 この行為は、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。
2	県立学校 教諭 （31歳）	戒告	令和4年9月1日（木）から令和5年10月29日（日）までの間、所属校の生徒に対し、学校で許可されていないLINE（ライン）を利用して、部活動の事務連絡を行った。 この行為は、SNSを利用した私的なやり取りに該当し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条並びに信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。

上記No.1の県立学校の校長に対しては、「厳重注意」の行政措置を行うこととしました。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 小西 大輔

（内線）4922

（直通電話）082 - 513 - 4922

（e-mail）kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp